本表については、東京都を例に作成しています。 地域により「制度の有無」「制度の名称」や「負担率」等に違いがあります。

公費負担医療の種類	略称	対象者	公費負担の内容	患者負担率	医療証等の 名称	同時に提示 される保険証
生活保護法による医療扶助・介護扶 助	せいほ	・福祉事務所長が医療扶助を行う必要があると認めた方または、 ・急迫した場合において福祉事務所長等が保護の必要があると認めた方 ※ 患者さんは基本的に指定された医療機関に来院する	医療保険の対象となる医療費、薬剤費	0割 全額公費負担	医療券	· 社会保険 · 医療券単独
原子爆弾の被爆者である方への医療 (一般疾病医療)	まるげん	・被爆者健康手帳の交付を受けた方 ※ 患者さんは基本的に指定された医療機関に来院する	例外疾病以外の負傷又は疾病 【例外】 ・C1、C2のう蝕 ・遺伝性疾病 ・先天性疾病 ・被爆時以前に掛かった精神病	0割 医療保険優先で、患者負担 分を公費負担	被爆者 健康手帳	被爆者健康手帳 単独
東京都難病医療費等助成制度		 ・都内に住民登録されていること(外国人の方は外国人登録原票記載事項証明書発行されていること) ・下表の医療費等助成対象疾病にかかっていて、各疾病の認定基準を満たしていること。 ・各種健康保険の被保険者及びその扶養者であること 	・国が指定している疾病 ・東京都が単独で指定している疾病	被保険者の収入(課税状 況)により負担額は変動	医療券	・社会保険 ・国民健康保険
小児慢性疾患医療費助成		・都内在住の満18歳未満の方 ・小児慢性疾患医療費助成事業の対象疾患にかかって おり、かつ別に定める認定基準を満たす方	国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業に基づき、 定められた疾患	被保険者の収入(課税状況)により負担額は変動	医療券	・社会保険 ・国民健康保険
・第1種自閉症児施設へ入所して いる方への医療		第1種自閉症児施設へ入所している児童	医療保険の対象となる医療費、薬剤費	0割 医療保険優先で、患者負担 分を公費負担	受診券	・社会保険 ・国民健康保険
・児童養護施設等へ入所している 児童への医療	マル児	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、肢体不自由児養護 施設の入所者				
・一時保護所へ入所している児童 への医療(マル児)	マル児	一時保護所へ入所している児童				
・里親に養育されている児童への 医療(マル児)	マル児	里親に養育されている児童				
・知的障害児施設等へ措置入所 している方への医療		知的障害児施設、ろうあ児施設、盲児施設、第2種自閉症児施設、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設(通所を含む)に措置入所している方(契約入所の方は除く)				
心身障害者の医療費助成	マル障	・身体障害者手帳1級・2級の方 または ・愛の手帳1度・2度の方	医療保険の対象となる医療費、薬剤費	医療保険優先で、患者負担 分を公費負担 被保険者の収入 (課税状 況) により負担額は変動	受給者証	・社会保険 ・国民健康保険
ひとり親家庭等医療費の助成	マル親	・児童を監護しているひとり親家庭等の母又は父または ・両親がいない児童などを養育している養育者または ・ひとり親家庭等の児童又は養育者に養育されている 児童で、18歳に達した日の属する年度の末日(障害がある場合は20歳未満)までの方	医療保険の対象となる医療費、薬剤費	医療保険優先で、患者負担 分を公費負担 被保険者の収入 (課税状 況) により負担額は変動	医療証	・社会保険 ・国民健康保険
乳幼児医療費の助成	マル乳	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児(義務教育就 学前までの乳幼児)を養育している方	医療保険の対象となる医療費、薬剤費	0割 医療保険優先で、患者負担 分を公費負担	医療証	・社会保険 ・国民健康保険
義務教育就学児医療費の助成	マル子	義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を養育している方				
	生活保護法による医療扶助・介護扶助 原子爆弾の被爆者である方への医療(一般疾病医療) 東京都難病医療費等助成制度 小児慢性疾患医療費助成 ・第1種自閉症児施設へ入所している方への医療 ・児童養の医療・ヘ入所している児童への医療(マル児)・ 里観に養育されている児童への医療(マル児)・ 知的降害者の医療療 ・ 知的降害者の医療費助成 ひとり親家庭等医療費の助成 乳幼児医療費の助成	生活保護法による医療扶助・介護扶 せいほ 原子爆弾の被爆者である方への医療 (一般疾病医療) まるげん 東京都難病医療費等助成制度 小児慢性疾患医療費助成 ・第1種自閉症児施設へ入所している方への医療・・児童養護施設等へ入所している児童への医療(マル児)・一時保護所へ入所している児童への医療(マル児)・ 里親に養育されている児童への マル児・知的障害児施設等へ措置入所 マル児・知的障害児施設等へ構置入所 ひ身障害者の医療費助成 マル ゆり 親家庭等医療費の助成 マル 親 乳幼児医療費の助成 マル乳	せいほ	生活を確認法による変換技動・介護技 物	・	公共担当原権の存在